

相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第56号

相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例

相模原市立療育センター条例(昭和50年相模原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表療育相談室の項中「並びに日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する児童発達支援センターが行う支援を除く。)の事業(以下「療育支援事業」という。)」を削り、同表児童発達支援センターの項中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加える。

第4条を次のように改める。

(使用料)

第4条 児童発達支援センターを使用する者は、次に掲げる額を合計した額の使用料を納付しなければならない。

- (1) 使用する者(児童福祉法第21条の6の規定により使用する者を除く。第3号において同じ。)に係る同法第21条の5の3第2項第1号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定通所支援(以下「指定通所支援」という。)に要した費用(同項に規定する通所特定費用(以下「通所特定費用」という。)を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)及び当該指定通所支援に係る通所特定費用に相当する額(通所特定費用のうち食事の提供に要する費用に相当する額は、1食につき650円とする。)の合計額
- (2) 前号に掲げるもののほか、使用する者が申出により当該者の便益を向上させるためのサービスの提供を受けた場合にあつては、当該サービスの提供に必要な費用の額

(3) 使用する者に係る児童福祉法第21条の5の29第2項の規定に基づき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の療育相談室、南療育相談室、緑療育相談室、津久井療育相談室、相模湖療育相談室及び藤野療育相談室の使用(日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する児童発達支援センターが行う支援を除く。)の事業を利用する場合に限る。)に係る使用料については、なお従前の例による。